

議案第 1 2 号

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年亀山市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第23条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。